解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月七日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二日

大阪市東成区中本五丁目一一番三〇号

宗教法人淨願寺

清算人　比嘉　廉丈

連絡先　大阪市中央区本町三丁目五番七号

解散公告（第一回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二日

奈良市田中町五九九番地の一

未來人道教教会本部

清算人　奥田　正彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十二月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二日

宮崎県延岡市愛宕町二丁目二七七番地一

医療法人社団有和会

清算人　岩田　典子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十八年十二月二十六日群馬県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二日

群馬県前橋市石関町一三六番地三

学校法人群馬芸術学園

代表清算人　安達　眞枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道夕張市鹿の谷一丁目八六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　竹田　ミネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

事務所北海道夕張市本町五丁目五四番地

ゆうばり共生型ファーム二階

相続財産管理人　司法書士　今川　和哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市南七条西三丁目二〇番地、最後の住所北海道網走市潮見七丁目一一番八号

被相続人　亡　武居　暲行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

事務所北海道北見市北四条東三丁目富士火災北見ビル四階　佐藤信孝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　信孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字西ケ丘町一〇番地九、最後の住所青森県弘前市大字独狐字石田一七二番地一グループホームふれあい

被相続人　亡　小舘　まる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

青森県弘前市大字茂森町一四番地五

相続財産管理人　司法書士　野呂　恒雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県東茨城郡大洗町大貫町九七番地、最後の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町二八七番地の一〇　被相続人　亡　鴨川　一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

茨城県水戸市大町一丁目二番六号三井生命水戸ビル五階コラソン法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中本　義信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市堀之内六五番地、最後の住所茨城県古河市大字古河四四五六

被相続人　亡　川上　雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

栃木県宇都宮市西二丁目四番二四号

相続財産管理人　弁護士　石神　知也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市保渡田町一三七〇番地、最後の住所群馬県北群馬郡榛東村大字広馬場三八二番地一　被相続人　亡　鈴木　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二〇二

相続財産管理人　弁護士　長谷川亮輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市西川口三丁目一〇番地、最後の住所埼玉県川口市西川口三丁目三四番一―五〇八号　仁志町公団

被相続人　亡　近藤　政博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目八番地二NMビル六階　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　武藤　洋善

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区小倉五丁目一二三二番地、最後の住所千葉市若葉区桜木八丁目一九番七号エレガンテ桜木一〇六号

被相続人　亡　一柳　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

事務所千葉市中央区本千葉町一〇番二三号千葉食ビル二階六号室　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市乙川源内林町一丁目二六番地五、最後の住所愛知県半田市乙川源内林町一丁目二六番地の五

被相続人　亡　竹内あき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二日

愛知県常滑市新開町四丁目三番地

相続財産管理人　弁護士　坂　敬裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年三月十日であり、株主総会の決議は、平成二十九年一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年二月二日

静岡県浜松市東区植松町七〇番地一八

株式会社稲垣生花店

代表取締役　稲垣　英樹

第43期決算公告

平成29年2月2日

静岡県浜松市東区植松町70番地18

株式会社稲垣生花店

代表取締役　稲垣　英樹

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	20,955
	固定資産	45,680
	合計	66,635
負債及び純資産の部	流動負債	7,973
	固定負債	51,769
	株主資本	6,893
	資本金	20,000
	利益剰余金	△13,107
	その他利益剰余金	△13,107
	（うち当期純損失）	(1,001)
	合計	66,635